

令和8年度
屋久島町農畜水産物P R事業業務委託
提案競技実施要項

屋久島町産業振興課

資料及び様式

区分	番号	名称
資料	1	委託業務仕様書
資料	2	提案競技に係る評価項目及び評価基準
様式	1	提案競技参加申込書
様式	2	提案競技質問書
様式	3	同種又は類似業務の実績調書
様式	4	見積書
様式	5	誓約書
様式	6	財務状況表

この提案競技実施要項は、令和8年度屋久島町農畜水産物PR事業業務委託に係る受託候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行ってください。

1 事業の概要

項目	内容
事業名称	令和8年度屋久島町農畜水産物PR事業業務委託
履行期間	契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
業務の目的及び委託内容	資料1「委託業務仕様書」のとおり
提案限度額	9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

提案限度額については、提案内容の実施に必要な一切の経費を含めるものとし、経費の内訳が分かるよう内訳表を作成し、提出してください。内訳は、情報発信費及びその他プロモーション費を基本とし、必要に応じて業務項目ごとに整理してください。

- (1) 情報発信費
- (2) その他プロモーション費

2 提案内容

資料1「委託業務仕様書」に記載の業務目的を十分に踏まえた上で、次の項目に留意して提案を行ってください。

(1) 情報発信の媒体

動画の情報発信は、動画投稿サイト、SNS、OTAなどのWEB活用を原則とします。なお、情報発信手法の選定理由を明確に示してください。

(2) その他

提案限度額の範囲内において、本事業の目的達成に有効となる取組を具体的に提案してください。なお、提案に当たっては、実施方法、実施時期、期待される効果及び効果測定の方法を明確に示してください。

3 スケジュール

項目	日程
募集開始	令和8年6月10日(水)
参加申込締切	令和8年6月24日(水)17時まで
質問締切	令和8年6月24日(水)17時まで
質問回答	令和8年6月30日(火)まで
提案締切	令和8年7月10日(金)17時まで
一次審査	令和8年7月13日(月)から令和8年7月14日(火)まで
二次審査対象者通知	令和8年7月14日(火)予定
受託候補者選考	令和8年7月17日(金)予定 書類審査及びプレゼンテーション
受託候補者決定	令和8年7月17日(金)予定
選考結果通知	令和8年7月17日(金)又は令和8年7月21日(火)予定
契約締結	令和8年7月24日(金)予定

注 一次審査は、参加事業者が多数の場合に実施します。

4 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) 市町村民税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (7) 次に該当しない者であること。

ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

注 最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

5 参加申込み

この提案競技への参加を希望する場合は、参加資格を確認の上、次のとおり提案競技参加申込書を提出してください。

項目	内容
提出書類	提案競技参加申込書（様式 1）
提出期限	令和 8 年 6 月 24 日（水）17 時必着
提出方法	郵送又は持参
提出先	「13 問い合わせ及び書類送付先」のとおり

その他	提案競技参加申込書を提出していない事業者は、この提案競技に参加することはできません。
-----	--

注 期限までに提出できない場合は、一旦、電子メールにて提出後、速やかに原本を郵送又は持参してください。この場合、事前に一報してください。

6 質問書の提出

提案を行うに当たり疑義が生じた場合は、提案競技質問書（様式2）に記載の上、「13 問い合わせ及び書類送付先」宛てに電子メールで提出してください。

提出期限 令和8年6月24日（水）17時まで

7 企画提案書等の提出

提案競技の参加者は、資料1「委託業務仕様書」の内容に基づき、企画提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

項目	内容
提出期限	令和8年7月10日（金）17時必着
提出方法	郵送又は持参
郵送方法	郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(1) 提出書類

下記1から9までの書類を提出してください。なお、1から4まで及び6については、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要です。登録されていない事業者は、「13 問い合わせ及び書類送付先」宛てに提案書等と併せて提出してください。

番号	提出書類	提出部数等
1	会社概要	事業概要が分かるパンフレットでも可。1部
2	法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明	1部
3	屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明	1部。屋久島町に住所がない場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明
4	法人登記簿	現在事項全部証明書。1部
5	誓約書	様式5
6	財務状況表	様式6
7	事業提案書	正1部、副8部

8	同種又は類似業務の実績調書	様式3。正1部，副7部。実績がない場合は提出不要
9	見積書	様式4。正1部，副7部。経費の内訳を任意様式で添付すること。

(2) 提案書作成上の留意事項

- ア 提案者は、資料1「委託業務仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、提案書を作成してください。
- イ 提案書の作成に当たっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮し、見やすく明確な提案書としてください。
- ウ 提案書のページ上限は、20ページ以内（表紙、目次、様式4を除く）とします。提案書はA4横サイズ、上部綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。
- エ 提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付してください。
- オ 提案書の表紙は、あて名「屋久島町」、標題「令和8年度屋久島町農畜水産物PR事業業務委託」及び「提出年月日」を記載してください。
- カ 提案書（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。
- キ 提案書（副）は、全般にわたって提案者名（企業名）が分からないようにしてください。
- ク 実施内容、実施体制（本業務の全体責任者、各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。
- ケ 本業務の効果を把握するための成果指標及び目標値を提示してください。成果指標については、動画視聴回数、リーチ数又は表示回数、視聴維持率又は平均視聴時間、SNS上の反応数、リンククリック数、町ホームページ、観光協会ホームページ又は関連ページへのアクセス数、ふるさと納税関連ページ又は返礼品情報ページへの遷移数等を参考に、提案内容に応じて適切に設定してください。
- コ 設定した成果指標の測定方法、分析方法及び改善提案の考え方を明示してください。

(3) 見積書作成上の留意事項

- ア 見積書（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。
- イ 見積書（副）は、全般にわたって提案者名が分からないようにしてください。
- ウ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。
- エ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- オ 経費の内訳を任意様式で添付してください。
- カ 見積書の内訳については、本業務に係る経費の積算内容が分かるよう、業務項目ごとに区分して記載してください。
- キ 内訳の作成に当たっては、企画・構成、既存動画及び関連素材の確認・活用、撮影、編集、短尺動画制作、情報発信、媒体連携、効果測定及び分析、プロモーション・販路開拓・地域ブランディング

に資する提案、旅費、管理費、諸経費等の区分を参考に、可能な範囲で数量、単位、単価、金額等を明示してください。

ク 「一式」と記載する場合は、その内容、業務範囲及び積算の考え方が分かる説明を付してください。

ケ 見積金額は、提案内容の実施に必要な一切の経費を含めるものとし、提案限度額の範囲内で、費用対効果を踏まえた積算としてください。

(4) その他

ア 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

イ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

ウ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。

エ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査会

屋久島町が設置する審査会において、資料2「提案競技に係る評価項目及び評価基準」に基づき評価及び選考を行います。

(2) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。参加事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、得点上位者を対象に二次審査としてプレゼンテーション審査を行います。なお、参加事業者が少数の場合は、一次審査を省略し、全参加事業者を対象にプレゼンテーション審査を行うことがあります。

資料2「提案競技に係る評価項目及び評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を最優秀提案者（受託候補者）とします。最高得点者が複数の場合は、提案見積書に記載の金額がより廉価であった事業者を最優秀提案者とし、更に提案見積書に記載の金額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も審査を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいての契約は行わないものとします。なお、最低基準点は、資料2「提案競技に係る評価項目及び評価基準」に定めるものとします。

(3) 審査における評価項目

資料2「提案競技に係る評価項目及び評価基準」のとおり

(4) プレゼンテーション実施日

令和8年7月17日（金）予定

(5) プレゼンテーション会場等

オンライン（ZOOM）とし、詳細（時間、アドレス等）は決定次第別途連絡します。

ア プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めません。

イ 提出した提案書に沿って簡潔に説明を行ってください。

(6) プレゼンテーション審査内容

15分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（約10分）を行います。

(7) 選考除外について

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

- ア 委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
- イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ウ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(8) 選考結果

選考結果については、令和8年7月17日（金）又は令和8年7月21日（火）に電子メールにて連絡する予定です。併せて、屋久島町公式ホームページで公開する予定です。なお、選考結果に関する質問及び照会には一切応じません。

(9) その他

審査は非公開とします。ただし、事務局職員及び屋久島町役場関係職員については、この限りではありません。

9 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字、脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

11 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

1 2 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用及びプレゼンテーションに係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。
- (5) 本業務により制作された成果品及び成果品に係る著作権その他の権利は、原則として屋久島町に帰属するものとします。ただし、受託者又は第三者が権利を有する素材等については、屋久島町が本事業目的の範囲内で継続的に使用できるよう、受託者の責任において必要な利用許諾等を確保するものとします。

1 3 問い合わせ及び書類送付先

担当 屋久島町産業振興課 統括係長 新川

住所 〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

電話番号 0997-43-5900 内線 250

F A X 0997-43-5905 電子メール nourin@town.yakushima.kagoshima.jp